

別表第2（第10条関係）

区域外就学受入基準

1 教育的配慮を必要とする場合

- (1) 身体的状況に起因する場合（医師の診断書等を必要とする。）
- (2) 転校回数が多く、又は多く見込まれる場合（事実を証する書面を必要とする。）
- (3) いじめ、不登校又は交友関係等で特に配慮が必要と認められる場合（事実を証する書面を必要とする。）
- (4) 地理的、身体的な理由により、児童生徒が通学等に際して著しく過重な負担となることが、客観的に予測される場合

2 その他教育的配慮を必要とする場合

- (1) 住宅の転居予定が確実の場合

転居が確実なことを証する書面（建築確認申請又は賃貸借契約書等の写し）を添付して申立があった場合には、住所の異動前であっても就学すべき学校の変更を認める。

- (2) 保護者の住所異動に伴い市外に転出した場合でも、異動時の学年の最終日を限度としてなお従前の学校への就学を認める。

3 その他

区域外就学により、自宅から通学できない児童生徒の場合には、柏崎市内に保護者の代理人を有しなければならない。